

ノーモア・ミナマタ東京裁判は、1月16日に18回目の弁論期日がありました。開廷前に東京地裁に集まつた原告、弁護団、支援者を前に吉竹直行原告団長は「昨年は、裁判所の都合で原告を1～4陣までと5陣以降に分断されたことにに対する対応に追われた。しかし、このことは原告の団結を一層強くした。今年は、裁判が大きく動く年になる。団結して頑張つていただきたい。」と決意を述べました。

法廷では、齋藤園生弁護団事務局長が「平成29年11月29日に新潟水俣病に関する訴訟について出された東京高裁判決は、本件訴訟の被告国らの主張をことごとく否定して、被害者全てを救済してきた。これに対し国は、いまだに国の決めた基準を満たさない限り水俣病とは言わないのだという主張にこだわっている。」と陳述し被告を批判しました。

尾崎俊之弁護団長は、「被告の証拠である丙B138は、日本神経学会の回答書となつていて、これは環境省特殊疾病対策室からの照会に対する回答として出されているという点で特殊である。日



ノーモア・ミナマタ第18回弁論期日（東京）

本神経学会として、どのような手続きでこの回答書を出されたのか疑義がある。原告としては、この回答書の内容についても反論するが、この回答が出された手続的な問題についてもしかるべき対応をとろうと考えている。」と原告が出した準備書面の補足をしました。

連県立ユース

発行者：木原 望

**T E L : 096-387-2826  
F A X : 096-381-5442**

玄海訴訟第27回口頭弁論に参加しました

1月18日に佐賀地裁にて行われた玄海訴訟第27回口頭弁論に参加しました。活動としては佐賀県弁護士会館にて当日の流れや、原発ゼロを実現するまで、運動を継続することが重要であることを聞きその後佐賀地裁にて原告の意見陳述を聞きました。

私は放射線技師をしており、放射線を毎日身近に取り扱っています。大学の頃から放射線はがんと直接的な関係があると学んできました。それゆえ、国でも法律で年間の被ばく線量に上限が設定されており、私たちも毎日ガラスバッジという測定器をつけて仕事をしています。放射線は目に見えないからこそ、底知れぬ恐怖があると思います。ただ住んでいた地域がそこであったというだけで、普通に仕事をして、将来を見据え買った家が、周りが破壊され、汚染されたとすると、どうしようもなく途方に暮れ、責任の所在を訪ねても関係ないとされることは、本当に悔しいと思います。

原発ゼロ熊本の会運動への参加は今回が初めてであり、傍聴席で聞く原告の方々の生の声にはとても胸を擊たれました。とても良い経験が出来ました。ありがとうございました。 くわみず病院 放射線科 久保美怜



お昼は恒例の丼手ちゃんぽん！